



2022年2月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ピ ア ラ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 飛 鳥 貴 雄
(コード番号：7044 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 下 川 剛 司
(TEL 03-6362-6831)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月22日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の当社第18回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 今後の事業展開に備えるため、当社定款の事業目的にその項目を追加するものであります。

(2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(以下、「改正産競法」)により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第13条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主さまなど多くの株主さまが出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、改正産競法の定めにより、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更内容

変更内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第1条 （条文省略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～11.（条文省略） <新設></p> <p>12. デジタルコンテンツの企画、制作、販売及び輸出入 <新設></p> <p>13. 有価証券の取得、投資、売買、保有及び運用</p> <p>14. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第12条 （条文省略）</p> <p>（招集）</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 <新設></p> <p>第14条 （条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設></p>	<p>第1条 （現行どおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～11.（現行どおり）</p> <p><u>12. インターネット等を利用した映像、音声等の配信及びインターネット上での会員制プラットフォームサービスに関する企画、制作及び運営</u></p> <p>13. デジタルコンテンツの企画、制作、販売及び輸出入</p> <p><u>14. クリエイター（インフルエンサー、タレント、モデル、アーティスト等）の育成及びマネージメント業務</u></p> <p>15. 有価証券の取得、投資、売買、保有及び運用</p> <p><u>16. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第12条 （現行どおり）</p> <p>（招集）</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="470 230 564 255"><新設></p> <p data-bbox="470 479 564 504"><新設></p> <p data-bbox="470 568 564 593"><新設></p> <p data-bbox="240 696 539 721">第16条～第47条（条文省略）</p>	<p data-bbox="847 230 925 255"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="839 262 1382 472">1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="839 479 1382 562">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="839 568 1382 651">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p data-bbox="834 696 1158 721">第16条～第47条（現行どおり）</p>

3. 日程

株主総会開催日 : 2022年3月29日

定款変更効力発生日 : 2022年3月29日

以 上